

DP



Discussion Paper Series 25-J-01

ステルス増税の可視化とその是非について

江口允崇

駒澤大学経済学部

安田洋祐

大阪大学大学院経済学研究科

Economics Design Inc.

ステルス増税の可視化とその是非について¹

2025 年 2 月 6 日

江口允崇（駒澤大学経済学部）

安田洋祐（大阪大学大学院経済学研究科）

1. はじめに

日本の政府債務残高は増加の一途を辿っており、今後さらに少子高齢化が深刻化することを鑑みると、ある程度の国民の負担増は避けられないであろう。昨今は、「ステルス増税」と呼ばれる国民に実態が分かりにくい形での負担増が問題になっている。たとえば、消費税率の変更は一目瞭然でわかりやすいのに対して、所得税や社会保険料の変更などは、制度が複雑なこともあって分かりにくい。給与は基本的に昇給していくため、所得税や社会保険料が上がったとしても、増税の影響なのか昇給の影響なのか判断しづらいといった事情もあるだろう。個別の増税額が小さい、あるいは特定の層だけが負担をするならば、大多数の国民からは見過ごされてしまうかもしれない。このような分かりにくい形での負担増は、税の透明性や公平性を妨げ、政府の信頼度を損なう可能性がある。

本稿では、すでに実施ないしは今後予定されているステルス増税について、その負担を分かりやすい形で可視化することにしたい。そのために、森林環境税、再エネ賦課金、子ども・子育て支援金、および防衛増税の 4 つの項目について、その負担額を「仮に消費税に換算した場合に何%の増税に相当するか」の試算を行った。消費税率に換算するのは、最も政治的に注目が集まる税項目であり、国民にとって実感が掴みやすい指標だと考えられるからである。これまで、消費税の引き上げは時の政権の命運を決定づけてきたし、現在でも与野党が消費減税を巡って激しく議論を交わしている。基準として消費税を用いることは、日本国民の感覚に馴染みやすく、政策の是非を判断する際に有益な判断材料となることが期待される。この可視化を踏まえた上で、最後に、ステルス増税の問題点と今後の税制改革のあり方についても若干の考察を行う。

¹ 本稿は、株式会社エコノミクスデザインの研究プロジェクトの成果である。作成にあたって有益な助言を頂いた、沖本竜義氏（慶應義塾大学）、上村一樹氏（甲南大学）、湯田道生氏（東北大学）に感謝する。

2. ステルス増税の「見える化」

本稿では、昨今実施ないしは予定されているステルス増税として、森林環境税、再エネ賦課金、子ども・子育て支援金、および防衛増税の4つの項目に焦点を当て、それぞれの負担額を消費税に換算した場合に何%の増税に相当するかの試算を行う。各項目の概要は表1にまとめられている。

表1 近年実施あるいは予定されているステルス増税

名称	概要	実施時期
森林環境税	個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円徴収	2024年度より実施
再エネ賦課金	1kWhあたり1.40円から3.49円に引き上げ	2024年度より実施
子ども・子育て支援金	公的医療保険制度の加入者から、所得に応じて徴収	2026年度から2028年度にかけて、段階的に実施
防衛増税	法人税、所得税、たばこ税の3つの税目で増税	2026年度より、段階的に実施予定

防衛増税については、法人税、所得税、たばこ税の3つの税目での増税が検討されている。このうち法人税については、家計への直接的な負担は生じないため、本稿では考慮しない。所得税については、もともと2025年までの予定であった復興特別所得税の課税期間を2037年までの13年延長する形で、その一部を防衛費にあてるとしているが、本稿では特別復興所得税の全額を負担に含める。たばこ税については、まず加熱式たばこの税率を紙巻きたばこと同水準に引き上げた上で、たばこ全体で1本あたり3円程度の増税が検討されている。

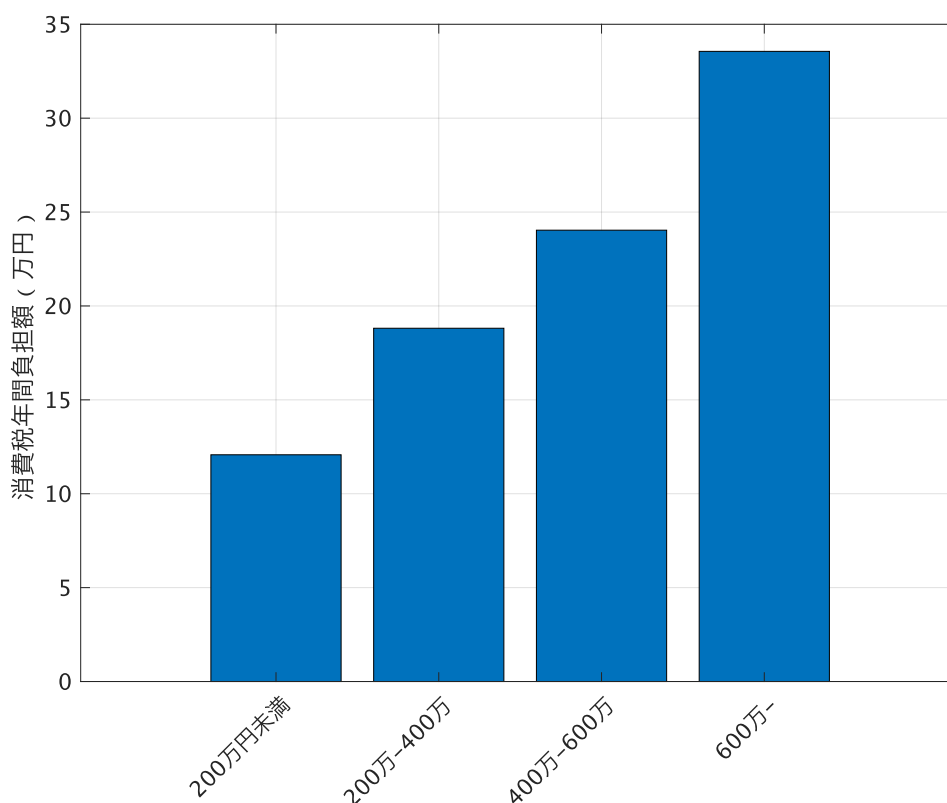
表1の各項目を消費税換算するにあたり、総務省『全国家計構造調査(2019)』に基づいて、勤労世帯の年収区分別の消費税年間負担額を推計する。具体的には、消費支出額から、家賃・地代、保健医療サービス、授業料等、消費税が非課税の項目を控除し、現行の消費税の標準税率(10%)をかけて、年間の消費税負担額を計算した²。

図1は、世帯の年収区分別の消費税の年間負担額を示している。ここでは、年収区分を「200万円未満」、「200万円以上400万円未満」、「400万円以上600万円未満」、「600万円以上」の4つに分割している。『国民生活基礎調査』によれば、2021年の世帯年収の平

² 本稿の分析では、軽減税率については一切考慮していない。

均は 545 万 7,000 円であるため、400 万円以上 600 万円未満の層を標準的な世帯として捉えることができるだろう。

図 1 世帯あたり年間消費税負担額



[出所]：『全国家計構造調査（2019）』に基づき、筆者推計

消費税の平均年間負担額をそれぞれ見ると、年収 200 万未満の世帯は約 12 万円、200-400 万の世帯は約 19 万円、400-600 万の世帯は約 24 万円、年収 600 万以上の世帯は約 34 万円程度となっている。この分布は、世帯を全世帯に拡大したり、女性世帯・男性世帯に分けたりしてもほぼ変わらない。この数字は税率 10%での負担額なので、10 分の 1 にすれば 1%あたりの負担額となる。図 1 で示された年収区分別の消費税の負担額を基準として、ステルス増税の各項目の負担が消費税率に換算すると何%にあたるのかを見ていく。

まず、森林環境税については、住民税非課税世帯を除いては国民がほぼ均一で負担するものであるため、全ての世帯に共通して年間 1,000 円の負担とする。

次に、再エネ賦課金については、世帯によって電気使用量が異なるため、まず平均的な

年収区分別の電気使用量を求める必要がある。全国家庭電気製品公正取引協議会「新電力料金目安単価」によれば、2024 年における 1kWh あたりの平均的な電気代は 31 円であることから、全国家計構造調査に記載されている家計の電気代を 31 で割った値を、年収区分別の電気使用量 (kWh) を推計値とする。この推計された電気使用量に、再エネ賦課金の引き上げ額の 2.09 円をかけることで、再エネ賦課金の負担増が計算できる。

子ども子育て支援金の負担額は、表 2 に示された、こども家庭庁による 2028 年における被用者保険の被保険者 1 人あたり負担額の試算に基づいて設定する。

表 2 2028 年における被用者保険の被保険者 1 人あたり負担額

年収	負担額 (年額)
200 万円	4,200 円
400 万円	7,800 円
600 万円	12,000 円
800 万円	16,200 円
1000 万円	19,800 円

[出所]：こども家庭庁

表 2 における年収区分は、図 1 におけるものと若干食い違いがあるが、ここでは単純に年収 200 万未満が 4,200 円、年収 200-400 万が 7,800 円、年収 400-600 万が 12,000 円、600 万円以上が 16,200 円を負担するものとして対応させた。

防衛増税の所得税（特別復興所得税）部分については、全国家計構造調査の勤労所得税に 2.1%をかけて計算した。一方で、たばこ税については、喫煙するか否かによって負担が異なるために、正確な負担額を推計することは難しい。差し当たり、本稿では、以下のよう手順で平均的な負担額を計算した。まず、一般社団法人日本たばこ協会『たばこ統計データ（2023 年）』における、たばこの総販売本数のデータを、喫煙人口で割り、1 人あたり年間喫煙本数を求める。喫煙人口は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計に、厚生労働省「成人喫煙率(国民健康・栄養調査)（2018 年）」の喫煙率をかけることで計算した。その結果、2023 年時点での 1 人あたりの年間喫煙本数はおよそ 9000 本であった。従って、たばこ税を 1 本あたり 3 円増税すると、喫煙者にとっては年間 27,000 円の負担増となる。ここに、国民保健・栄養調査の年収別喫煙率をかけて、国民 1 人あたりの平均的な負担額を求めた。

以上で計算した各項目の負担額を、消費税率換算して年収区分別に負担を「見える化」

したものが、図2である。

図2 消費税換算でのステルス増税の負担

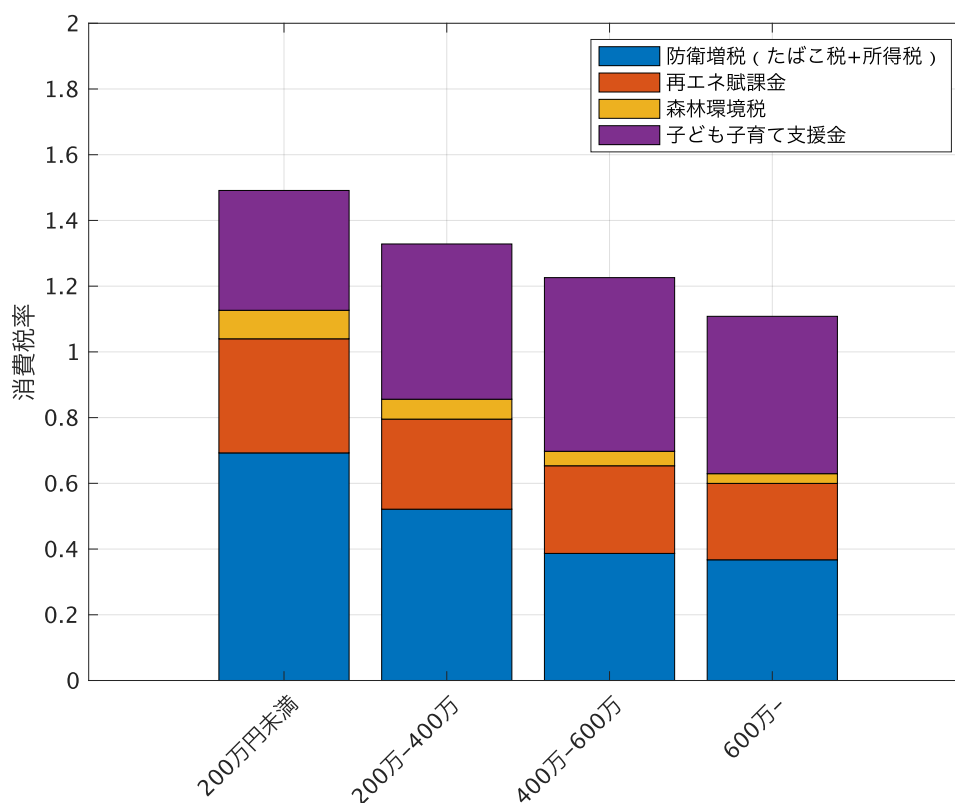


図2から、ステルス増税は全体として、年収200万円未満の低所得者世帯では1.5%、年収200-400万円では1.3%、年収400-600万円の世帯では1.2%、年収600万円以上の世帯では1.1%の消費増税に相当することが分かる。どの層に対しても、消費税率換算で少なくとも1%を超える増税が行われるということである。

また、どの層にも共通してウェイトが大きいのが防衛増税と子ども子育て支援金であるが、防衛増税のウェイトが低所得になるほど大きくなることは注目すべき点であろう。これは、低所得者世帯ほど喫煙率が高いため、平均的なたばこ税負担が大きくなることを反映している。そのため、防衛増税はかなり逆進性が強くなってしまっているのである。

3. ステルス増税の問題点

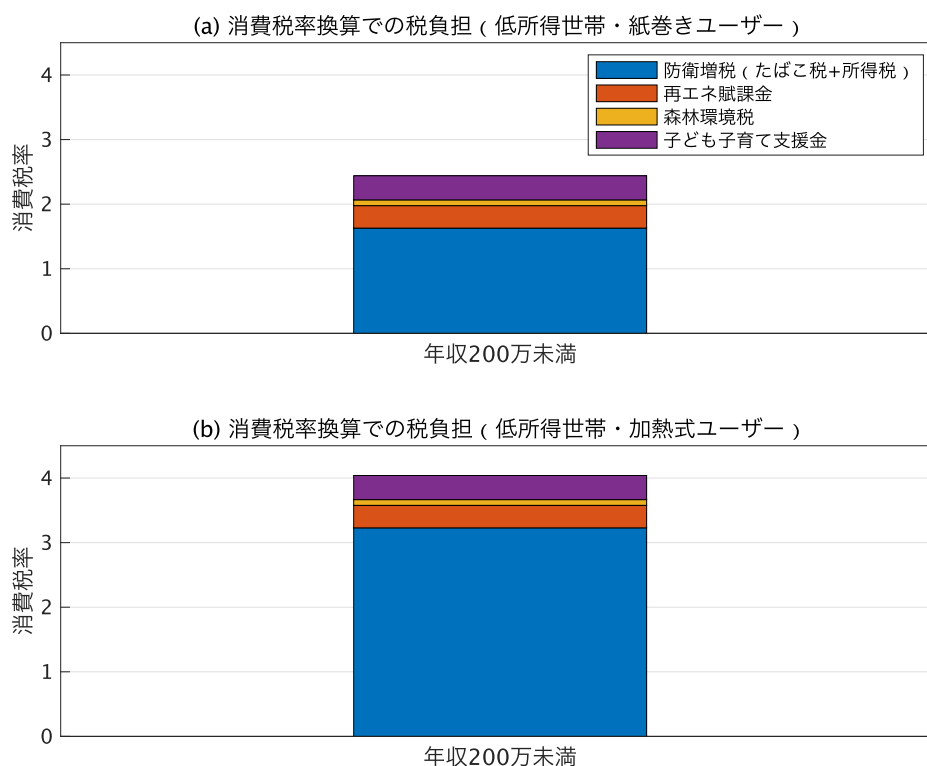
ステルス増税の問題は、第一に、国民の理解と納得を得にくいことである。明示的な増税であれば、その必要性や用途について議論が行われ、国民が理解した上で負担を受け入れることができる。しかし、ステルス増税の場合、気づかないうちに生活の負担が増大し、国民の信頼を損なうリスクが高い。実際、株式会社エコノミクスデザインが行ったアンケート調査によれば³、増税の目的や内容を明確化することは、納税者の納得感を高める上で非常に重要であり、投票行動にも影響を及ぼすことが明らかになっている。また、増税のプロセスの中でも、特に議論の公開は納得感を大きく高めるとしている。従って、国民の信頼を得るためには議論の透明性を高める必要があり、本稿で示した資料はそのための有益な材料となるだろう。

また、いま見たように、昨今のステルス増税は低所得層に対する影響が大きくなっている。防衛増税に含まれるたばこ税がその主因だが、小塩（2021）も述べているように、たばこは所得・社会階層と密接に結びつく階層性の高い財であるため、たばこ増税は低所得者に集中的に不利益に働いてしまうのである。

喫煙者の低所得者世帯に限った場合の負担について見てみよう。第2節のメインの分析においては、たばこ1本あたり3円の増税がなされると仮定したが、防衛増税の原案では、まず加熱式たばこ（アイコスやプルームテック、グローなど）の税を引き上げ、紙巻きたばこの税差を解消し、紙巻き・加熱式共にさらに増税するという方針となっている。これを踏まえ、加熱式たばこは4円、紙巻きたばこは2円の増税がなされるという想定に基づき、紙巻きユーザーと加熱式ユーザーの負担をそれぞれ見える化したものが図3である。パネル(a)が紙巻きユーザーの負担を示し、パネル(b)が加熱式ユーザーの負担を示している。なお、ここでは、世帯のうち1人だけが喫煙するものと考えている。

³ 上村ほか（2025）を参照。

図3 低所得世帯の喫煙者の負担



低所得世帯の喫煙者に絞ると、紙巻きユーザーの場合は約 2.4%の消費増税に相当し、加熱式ユーザーの場合は約 4%相当の消費増税にまで跳ね上がる。「4%」という過去最大の消費増税である。

このような低所得世帯に極めて大きな負担を強いることは、税の基本原則の一つである**応能負担**の観点から疑問が生じる。これに加えて、防衛費という極めて公共性が高い財源を、低所得の喫煙者という一部の国民に大きな負担を強いることになる。これは、税のもう一つの基本原則である**応益負担**の観点からも問題となるだろう。

また、たばこ税の増税に頼ることは、長期的に**安定的な財源確保**の観点からも懸念が残る。喫煙率は減少を続けており、2023年の成人喫煙率は、男性 25.6%、女性 6.9%、全体では 15.7%で過去最低であった。特に、男性は過半数が喫煙していた 1990 年代から半減している。このペースで喫煙率が減少すれば、たばこ税をどれだけ増税しても財源確保は困難になるだろう。防衛費は恒常的な支出であるため、より安定的な財源の方が望ましいであろう。

4. おわりに

本稿では、森林環境税、再エネ賦課金、子ども・子育て支援金、および防衛増税の4つに焦点をあて、それぞれの負担を消費税率換算することでステルス増税の「見える化」を行った。その結果、これらのステルス増税は全体として、消費税率換算で少なくとも1%を超える増税に相当することが明らかとなった。また、その負担が低所得者ほど大きいという逆進性も明らかになった。これは、防衛増税の一部であるたばこ税が、喫煙率の高い低所得者に対して大きく負担を強いることになるからである。これは、応能負担の観点から問題がある。また、防衛費という極めて公共性が高い財源を、一部の国民に大きな負担を強いることは、応益負担の観点からも疑問が生じる。さらに、喫煙率が激減している昨今の事情を踏まえると、財源の安定性にも懸念が残る。

ステルス増税は国民の理解と信頼を損なう可能性があるため、政府には透明性と公平性を重視した税負担のあり方が求められる。筆者たちは、新政権が、国民に対して誠実に財政状況を説明し、どのような増税が必要なのか、またその理由や用途について明確に示すことが重要だと考える。例えば、社会保障費の増大や少子高齢化に伴う負担増を理由とする場合、その具体的なデータや将来のビジョンを提示し、国民の理解を得るプロセスが必要だろう。本資料が、そのための一助となることを願っている。

参考文献

小塩隆士（2021）「たばこ増税をどう考えるか：『たばこ税収2兆円死守仮説』は成り立つか」，東京財団 Review, R-2021-002, 2021 年 10 月 12 日。

上村一樹・沖本竜義・安田洋祐・湯田道生（2025）「増税の納得感に関するアンケート調査およびコンジョイント分析」，エコノミクスデザイン・ディスカッションペーパー, 25-J-02。